



# 嵐山町の医療費状況

問合せ  
町民課 保険年金担当 ☎62-2154

## 平成23年4月の加入者及び医療費状況（4月末人口：18,741人）

	加入者 (人)	前月比 (人)	人口に対する 加入率	総医療費 (円)	1人当り医療費 (円)	前月比	医科入院の1件 当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件 当り医療費(円) (県平均)
国保 (一般)	5,000	42	26.7%	108,913,486	21,783	101.2%	531,025 (529,947)	15,702 (13,236)
国保 (退職※1)	594	75	3.2%	15,894,422	26,758	118.2%	537,248 (580,517)	19,826 (14,881)

## 平成23年5月の加入者及び医療費状況（5月末人口：18,704人）

	加入者 (人)	前月比 (人)	人口に対する 加入率	総医療費 (円)	1人当り医療費 (円)	前月比	医科入院の1件 当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件 当り医療費(円) (県平均)
国保 (一般)	4,974	-26	26.6%	111,862,674	22,489	103.2%	606,957 (544,504)	15,511 (13,123)
国保 (退職※1)	594	0	3.2%	13,614,048	22,919	85.7%	376,087 (607,216)	17,953 (14,746)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当です。

### ◆◆◆ジェネリック医薬品について◆◆◆

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許終了後に、厚生労働省の認可のもと製造・販売されている薬です。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費の節減につながります。薬局や病院などで利用したい時には、薬剤師や医師から説明を受けて下さい。

#### 【ジェネリック医薬品のポイント】

- ・新薬と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- ・開発コストが少ないので、新薬よりも安価です。
- ・これまでに使われたことのある薬なので、安心して利用できます。

#### 【ご注意】

- ・すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ・医師が使用を認めない場合は切り替えることができません。



### ◆◆◆国民健康保険被保険者証の更新について◆◆◆

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成23年9月30日となっております。10月1日からお使いいただける被保険者証につきましては、9月下旬頃に簡易書留で送付させていただきます。

## 川越年金事務所 週末年金相談業務のお知らせ

平成23年7月から9月の期間の川越年金事務所の開所時間について

- ・平日・・・ 8:30～17:15（月曜日の時間延長は行いません※）
- ・第2土曜日（9月10日）・・・ 9:30～16:00

※川越年金事務所では節電対策の一環として9月までの間、月曜日の受付時間延長が実施されませんのでご注意ください。

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2291

## 年金についてのお知らせ

### ..... 裁定請求書について .....

年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、日本年金機構が管理している年金加入記録等が印字された年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。



#### 送付時期と送付物

(1) 60歳到達月の3ヶ月前

- ア 受給資格があり（納付済期間等が25年以上）、60歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。60歳の誕生日の前日以降に手続きしていただくことになります。
- イ 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12ヶ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内が送付されます。
- ウ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内が送付されます。

(2) 65歳到達月の3ヶ月前

- ア 受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12ヶ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。65歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただくことになります。
- イ 65歳前に既に受給権がある方でまだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2291